

沖縄県職員等公益通報制度運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、沖縄県職員等公益通報制度に関する要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定により、沖縄県職員等公益通報制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益通報)

第2 要綱第3条第1項に規定する県の事務若しくは事業に関する各号の事実については、職員等（公益通報者保護法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。）の行為（職員等の私生活上の行為は含まない。以下同じ。）によって生じた事実をいう。

(通報様式)

第3 要綱第7条に規定する親展文書（封書）又は電子メールは、別紙「通報様式」による書面とする。

(フローチャート)

第4 要綱第7条、要綱第8条、要綱9条、要綱第10条及び要綱第11条に規定する公益通報の処理等は、別紙「沖縄県公益通報処理に関するフローチャート(内部通報)」に従って運用するものとする。

2 要綱第7条第1項の規定により受け付けた通報を受理するための形式的要件を判断するにあたって、次に掲げる要件をすべて満たす通報（以下「公益通報」という。）である場合は、当該公益通報を受理するものとする。

- (1) 苦情、要望、意見又は相談（公益通報窓口以外の窓口で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）ではないこと。
- (2) 通報対象事実（職員等の通報に係る行為が要綱第3条各号のいずれかに該当することをいう。）を具体的かつ客観的に指摘しているものであること。
- (3) 過去に行われた同一の通報者からの同一の趣旨の通報ではないこと。

(調査班)

第5 要綱第8条に規定する調査において人事課長は、調査班を編成し、調査を行うことができる。

2 調査においてヒアリングを行うにあたっては、正確を期するため、2名の職員で対応するとともに、原則として相手の同意を得たうえで録音を行うものとする。

附 則（平成18年3月10日総人第1382号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月30日総人第494号）

この要領は、令和5年10月30日から施行し、同日以後になされた公益通報について適用し、同日前になされた公益通報については、なお従前の例による。

附 則（令和7年9月8日総人第529号）

この要領は、令和7年9月8日から施行し、同日以後になされた公益通報について適用し、同日前になされた公益通報については、なお従前の例による。